

令和3年4月22日

令和3年

第4回教育委員会定例会会議録

大田区 教育委員会室

令和3年4月22日（木曜日）午後3時から

1 出席委員（6名）

小 黒 仁 史		教育長
三 留 利 夫	委 員	教育長職務代理者
弘 瀬 知江子	委 員	
高 橋 幸 子	委 員	
深 澤 佳 己	委 員	
北 内 英 章	委 員	

2 出席職員（12名）

教育総務部長	玉 川 一 二
教育総務課長	政 木 純 也
教育施設担当課長	田 中 佑 典
副参事（教育地域力担当）	丹 野 詩 織
副参事（施設調整担当）	荒 井 昭 二
学務課長	柳 沢 憲 一
指導課長（幼児教育センター所長兼務）	岩 崎 政 弘
指導企画担当課長	早 川 隆 之
学校支援担当課長	堀 江 豊
副参事（法務担当）	平 栗 敬 子
教育センター所長	中 村 純 子
大田図書館長	長 岡 誠

3 日程

日程第1 教育長の報告事項

日程第2 部課長の報告事項

日程第3 「議案審議」

第27号議案 大田区いじめ問題対策委員会規則

第28号議案 大田区教育委員会の権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

第29号議案 大田区教育委員会事務局事案決定手続規程の一部を改正する訓令

~~~~~

(午後 3 時 00 分開会)

○教育長

ただいまから、令和 3 年第 4 回大田区教育委員会定例会を開催いたします。

本日は傍聴希望者がおります。

委員の皆様には傍聴許可を求めます。許可してよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長

傍聴を許可いたします。

(傍聴者入室)

○教育長

それでは、大田区教育委員会傍聴規則第 7 条により、傍聴人は、議場における言論に対して批評を加え、または拍手その他の方法により公然と可否を表明することは禁止されております。ご協力をよろしくお願いいたします。

これより審議に入ります。本日の出席委員数は定足数を満たしておりますので、会議は成立しております。

まず、会議録署名委員に三留委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続いて、本日の日程第 1 について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第 1 は「教育長の報告事項」でございます。

○教育長

それでは私から 2 点報告させていただきます。

1 点目の報告は、区立小中学校の入学式についてでございます。

小学校は 4 月 6 日に、中学校は 4 月 7 日に入学式が行われました。今年の入学者数は、区全体では 4 月 7 日現在で小学校 5,155 名、それから中学校 3,703 名で、昨年よりいずれも少しずつ増えてございます。

小学校は羽田小学校の入学式の様子を見せていただきました。

保護者は両親で来ている方も多く、元気が良くてかわいらしい 1 年生が入学してくる姿を見ることができました。

小学校の入学式には、従来は 1 年先輩の 2 年生が歓迎の音楽や出し物をするところがございますけれども、その中で、これから学校生活を始める 1 年生と、すっかり小学生らしくなった 2 年生の姿を見ると、その 1 年間の成長というのがよく分かるところでございます。

今年はコロナ禍の中で、羽田小学校では、歓迎の音楽は動画を使って演奏しておりました。動画ですので、新入生と比較することはできないんですけれども、成長する姿を見せ

てくれました。

次に、中学校の入学式は、貝塚中学校を見学させていただきました。貝塚中学校の入学生は174名で、男子など、少し大きく感じるような標準服を着て、すっかり中学生になっている様子が伺えました。中学校らしい入学式であったかと思えます。

貝塚中学校の田谷校長先生は、英語の先生でございますので、校長の式辞の中にも英語が入っておりまして、生徒、保護者の方も中学校での勉強ということ、生活が始まるということ、生活を強く意識したのではないかというふうに思います。

在校生の歓迎の言葉は代表の女子生徒によるものでしたが、中学生として、自分の体験を踏まえながら中学校で有意義な生活をしてほしいという思いが伝わったものでございました。やはり、伝統を受け継ぐというようなことも中学生らしくお話をしていました。昨年はコロナ禍の中で中学校の入学式は延期となってしまいましたけれども、新たな学校生活を始めるうえで式の大切さというものを感じたところでございます。

次に、2点目の報告は、石川台中学校の特別支援学級C組の開級でございます。

4月14日に開級式があり、新たな7名の中学生が入学いたしました。石川台中学校の特別支援学級は知的障害の特別支援学級で、区内の中学校では10校目の開設になります。

知的障害の特別支援学級はいわゆる固定級と言われているもので、毎日通って、そこで児童生徒が学習しているところです。現在、知的障害学級は小学校が14校、約300名ほどの児童が学んでいます。それから、中学校は石川台を入れて10校になり、170名ほどの生徒が通って勉強しております。

特別支援学級では、比較的人数が少ない中で一人一人の教育ニーズに応じた教育、個別支援計画というのと、個別指導計画という二つの計画に基づいて、特別な支援を行う教育を行っております。この学級に通う児童生徒数については少しずつ増加の傾向にあるというところです。

特別支援学級は、現在、調布地区に、中学校のほうは数が少ないというような状況もありまして、今回石川台中学校の開校になりました。先週は少し学校を見せていただいて、東糀谷小学校、それから馬込中学校の特別支援学級の様子を見せていただきましたけれども、かなり生徒数が増えておりました。その中で、特別支援を要する児童生徒の皆さんですけれども、一生懸命、真剣に学んでいる様子が印象的でございました。今後も特別支援学級教育の充実をすすめていきたいというふうに考えたところでございます。

私からの報告は以上でございます。ただいまの説明に対しまして、ご意見ご質問はございますでしょうか。

(「なし」との声あり)

#### ○教育長

それでは、次の日程に移ります。

日程第2について、事務局職員の説明を求めます。

#### ○事務局職員

日程第2は「部課長の報告事項」でございます。

○教育長

それでは、部課長の報告をお願いいたします。

○指導課長

私からは、資料、令和3年度大田区立学校の研究校等についてをごらんください。

2年次の大田区教育委員会教育研究推進校は8校ございます。10月15日に道塚小学校から順次研究発表が予定されております。

発表につきましては、昨年度は新型コロナウイルス感染症対策として各校1名の参加とさせていただきますでしたが、今年度につきましては、感染の状況を踏まえ、参加方法を検討しているところでございます。

また、令和4年2月17日には2年次校が一堂に会して大田区における研究の成果を広く区民、保護者にお伝えする大田の教育研究発表会の開催を予定しております。また今年度指定の新規校は下の表にお示しした8校でございます。新学習指導要領の趣旨を踏まえ、多くの様々な教育課題の解決に向けた実践的な研究に取り組んでいただくところでございます。

裏面にまいりまして、その他に人権尊重教育協力校3校、家庭学習研究推進校2校、おたサイエンススクール1校、理科教育推進拠点校4校、不登校対策実施校28校を指定しております。

さらに、子どもの生きる力を育むプログラム、大田区における特色ある教育の推進についての実施候補を指定しているところでございます。

また、東京都教育委員会、文部科学省等が指定する研究校は2、3のとおりでございます。

いずれの研究も実践的な研究を通して大きな成果が挙げられるよう支援してまいります。私からは以上です。

○教育長

それでは、ただいまの報告にご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○三留委員

ただいま指導課長から、大田区立学校の研究校について説明がありましたけれども、研究校などの発表を含めて、各学校の研究や実践に当たっての考えを、述べさせていただきたいと思います。

近頃の大田区の教育研究推進校の研究は、時代の趨勢を捉えた優れた研究が多いと感じています。各学校が前向きに取り組んでいるということはもちろんのことですが、担当の指導主事の皆さんがしっかりサポートして成果を上げているというようにも思っています。

今年度の資料の説明がありましたけれども、1年次、2年次の研究主題を見ると、プログラミング教育、キャリア教育、ものづくり教育、コミュニティスクール授業の実践など、これからの教育で求められている教育課題に取り組んだり、教科教育では主体的・対話的で深い学びの実現という、新学習指導要領の最重要キーワードを入れたりするなど、先進

的な取組内容が多く、実践と発表に期待をしているところでもあります。

研究校の研究も含めて、今後の各校の研究教育実践に関わって2点話をさせていただきたいと思います。

1点目が、1月に出された中央教育審議会答申、「令和の日本型学校教育の構築を目指して」に関わってのことです。この答申では、全ての子供たちの可能性を引き出す教育の実現を目指して、「個別最適な学び」と「協働的な学び」、この実現の必要性を訴えています。各校においては、この二つを意識して、研究実践に臨んでもらいたいと思っています。

協働的な学びについては、昨年度の研究発表校での「学び合いの実践」など、多くの取組があるのですが、「個別最適な学び」については今後の研究の大きな課題になると私は思っています。

答申には、指導の個別化、それから学習の個性化、この二つのキーワードが示されています。この指導の個別化、学習の個性化については決して新しい用語ではありません。昭和40年代後半から平成の初めごろにかけて盛んに論議されて、実践されてきたことなのです。児童生徒の学習スタイルだとか、認知スタイルに合わせた研究など、個別化、個性化に関わる研究団体もつくられ、実践が積み上げられてきたところです。各校の実践に当たっては、こういった先行研究も参考にしてもらいたいと思っています。

それから2点目は、池上小学校が取り組むことになっている小学校教科担任制についてです。先ほどお話しした中教審答申にも、「9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について」の項で取り上げられていて、小学校高学年からの教科担任制については令和4年度を目途に導入する必要があるとしています。これができるかどうかは別ですが、池上小のみならず、各学校で実態に合った取組を考えていく時期ではないかと思っています。小学校高学年の教科担任制も、これも新しく出てきたことではなく、これも昭和の終わりに盛んに研究された時期があります。大田区でも昭和50年ごろに入新井第一小学校で協力教授組織のすぐれた実践がなされていました。協力教授として習熟度別指導だとか交流教育などが進められる中、高学年の教科担任制も行われています。当時の資料を見ても、参考になることが多くあります。池上小学校を初め、各校で参考にしてもらいたいと思っています。今から40年以上も前に行っていた研究が今につながっているということもあり、研究実践に当たっては、「温故知新」のようなことも、大切になってくるような気がしております。

#### ○教育長

ほかに、ご意見、質問はありますか。

#### ○北内委員

北内です。指導課長、いつも子供たちのためにありがとうございます。

ちょうど今週の新聞に、出雲小学校のものづくり教育の詳細が日、月、火、水と載っていて、ぜひ大田区の地域性、特徴を生かしたこういった授業を進めていってほしいなということで、文部科学省の教育課程特例校、未来ものづくり科につなげていってほしいなと思っています。地域の方々、町工場の方々に協力していただいて、この場を借りて感謝申

上げます。  
以上です。

○教育長  
ほかに。

○深澤委員  
深澤です。質問ですが、東京都教育委員会の研究校としてオリンピック・パラリンピック教育アワード校という記載があるのですが、現在申請中ということで、これはこれからオリンピックが開催するまでの間、しっかりと研究するという事なのではないでしょうか。

○指導課長  
これは、これまでも年に何校か東京都が指定している研究事業で、オリンピック・パラリンピック教育については、開催だけではなくて、オリンピック・パラリンピックの理念にのっとった教育を行うために研究をするところにございます。

○深澤委員  
ありがとうございました。

○教育長  
ほかには。

(「なし」との声あり)

○教育長  
それでは、次の日程に移ります。  
日程第3について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員(庶務係長)  
日程第3は「議案審議」です。  
本日は規則、訓令に関し、第27号議案から第29号議案までの計3件のご審議をお願いいたします。  
それでは議案を読み上げます。  
第27号議案 大田区いじめ問題対策委員会規則。  
第28号議案 大田区教育委員会の権限の委任に関する規則の一部を改正する規則。  
第29号議案 大田区教育委員会事務局事案決定手続規程の一部を改正する訓令。  
以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長

ただいまの議案について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員（教育総務課長）

それでは私から、第 27 号議案から第 29 号議案までの 3 件について、一括してご説明させていただきますと思います。

まず、第 27 号議案でございますが、大田区いじめ問題対策委員会規則、こちらは本年 4 月 1 日から施行された大田区いじめ防止対策推進条例第 14 条第 6 項の規定に基づきまして、教育委員会附属機関として設置を予定している大田区いじめ問題対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項について定めたものでございます。

内容といたしましては、委員長及び副委員長の選任に関する事、それから、会議及び議事に関する事、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に定める学校における重大事態の調査を行う組織としての運営に関する事項等を定めております。

続いて、第 28 号議案 大田区教育委員会の権限の委任に関する規則の一部を改正する規則でございます。

教育委員会の権限に属する事務のうち、大田区いじめ問題対策委員会委員の委嘱及び解嘱に関する事を教育長に委任する事項から除く事務として規定するため、規則の改正を行うものでございます。

最後に、第 29 号議案 大田区教育委員会事務局事案決定手続規程の一部を改正する訓令でございます。

こちらは、大田区いじめ問題対策委員会委員の委嘱及び解嘱に関する事について、教育委員会の議決を経るべき事案として規定をするため、訓令を改正するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○教育長

ただいま 3 点の議案について、ご説明がありました。

まず、第 27 号議案ですね、大田区いじめ問題対策委員会規則についてご意見ご質問はいかがでしょうか。

○三留委員

この規則につきましては、大田区いじめ問題対策推進条例 14 条 6 項の規定に基づき、所掌事項、組織、運営に関して、きちんと記述されていると思いました。

いじめ問題対策委員会につきましては、いじめの未然防止にも 重大事態が起きたときにも対応する組織として、期待しているところです。大田区教育委員会の諮問機関として、大田区の実態を踏まえた 答申・提言をお願いしたいと思っております。

○深澤委員

深澤です。

三留委員と重なるのですが、大田区いじめ問題対策委員会は重大事態の発生した場合に調査をしていただくという権限を与えているので、利益相反、利害関係が明らかになる場合にはその委員を解嘱することができるということを 2 条で定めております。

また、7条で、委員の方には守秘義務を課してありまして、職を退いたとしても同様とするということで、その職務の重大性に鑑みて、必要な規則と考えております。

また、調査権限も、第5条のところで、記載をしてあり、第6条では学校や教育委員会、調査対象者から意見表明の申出があったときにはその申出に基づき意見を聴取することができるという規程を置いております。一方的に調査を行うのだけではなく、申出に基づく意見を聴取するというところが重要なのかなと考えております。

必要な条項を満たしておりますので、私はこの規則は賛成したいというふうに思っております。

○教育長

ほかにございますでしょうか。大丈夫ですか。

(「はい」との声あり)

○教育長

それでは、第27号議案については、原案どおり決定いたします。  
続いて第28号議案について、ご意見ご質問はありますか。

○三留委員

第28号議案と第29号議案、両方でよろしいでしょうか。

○教育長

はい。

○三留委員

第28号議案と第29号議案につきましては、いじめ問題対策委員会を設置したことによる改正ということで、実態に合った改正というように思っております。

○教育長

ほかに。

○弘瀬委員

今、大田区いじめ問題対策委員会規則の第2条の第2項で、対策委員会の委員は教育委員会が委嘱するということになっておりますので、第28号議案、第29号議案は必要な決定、規則であるというふうに考えます。

○教育長

よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長

それでは、まず、第 28 号議案について、原案どおり決定いたします。  
続いて第 29 号議案ですが、今、ご意見いただいたという事によろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長

それでは、第 29 号議案につきましても、原案どおり決定いたします。  
いいですか。

(「はい」との声あり)

○教育長

それでは、これもちまして、令和 3 年第 4 回教育委員会定例会を閉会とします。  
(午後 3 時 22 分閉会)